**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月十五日）から施行する。

（地方住宅供給公社法施行令の一部改正）

2　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三十五号を第三十六号とし、第二十八号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三十七条

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

3　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三十四号を第三十五号とし、第二十八号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三十七条

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　菅　義偉

# 省令

## ○厚生労働省令第百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の九第二項及び第三項の規定に基づき、生活保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

### 生活保護法施行規則の一部を改正する省令

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第五十五条の七第二項に規定する厚生労働省令で定める者）<br>**第十八条の十二**　（略）<br>（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析）<br>**第十八条の十三**　法第五十五条の九第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保護の実施機関は、当該情報を、電子情報処理組織（保護の実施機関が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金（次項において「支払基金」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。<br>2　法第五十五条の九第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、支払基金とする。 | （法第五十五条の七第二項に規定する厚生労働省令で定める者）<br>**第十八条の十二**　（略）<br>（新設） |

**附　則**

この省令は、令和三年一月一日から施行する。